

(参考)

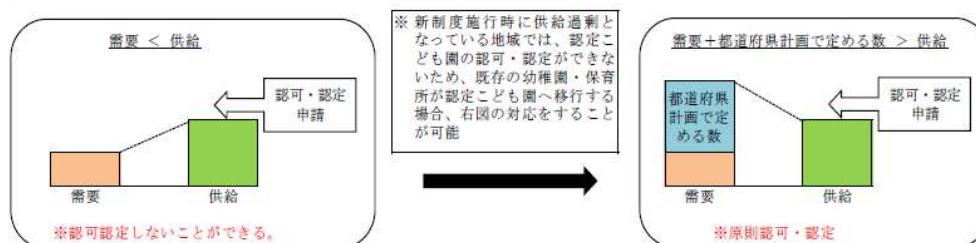
幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置

〈国基本指針 ～認定こども園に関する事項～〉

- ①子ども・子育て支援新制度では、計画に定める区域ごとの需要と供給の状況に応じて認可・認定する仕組みとなる。このため、新制度施行時に供給過剰となっている地域では認定こども園を設置することができないため、都道府県計画に一定に数を設定した上で、認可・認定をすることができる。
- ②都道府県計画に定める数は、認定こども園・幼稚園・保育所の利用状況、認定こども園への移行の希望に十分配慮し設定することが求められている。

(参考)

○認可・認定の仕組み



現計画における「都道府県計画で定める数」の考え方

※平成 28 年度以降の取扱い (H27.9 推進会議了承)

- 計画期間 (H27～H31) の間で、需要<供給が最大となる年度において、需要が供給を上回る数をもって「都道府県計画で定める数」とする。
- 上記年度における需要=供給となる人数を、市にあつては 50 人単位、町村にあつては 10 人単位で切り上げた数字をもって設定する。
- ただし、実際に認定子ども園への移行希望がある市については、別途調整を行う。
- 県内町村については、現時点で幼稚園は存在せず、幼稚園から幼保連携型又は幼稚園型の認定こども園への移行はないことから、2号及び3号で定める数は0人とする。
- 一方、県内町村における認可保育所から幼保連携型又は保育所型の認定こども園への計画期間中の移行は、現時点ではないと考えられる。
- しかしながら、今後 5 年間で事情変更を勘案し、認可保育所から幼保連携型又は保育所型の認定こども園への移行に備え、県として 1 号について最低限の数字を設定しておく。

※次ページに現計画の「計画に定める数」を掲載

計画に定める数(H29見直し後)

市町村名	1号	2号	3号
松江市	1,250	50	50
浜田市	300	100	50
出雲市	1,150	50	200
益田市	150	150	50
大田市	50	50	50
安来市	400	100	50
江津市	200	100	50
雲南市	550	300	50
奥出雲町	10	0	0
飯南町	10	0	0
川本町	10	0	0
美郷町	10	0	0
邑南町	10	0	0
津和野町	10	0	0
吉賀町	10	0	0
海士町	10	0	0
西ノ島町	10	0	0
知夫村	10	0	0
隠岐の島町	10	0	0